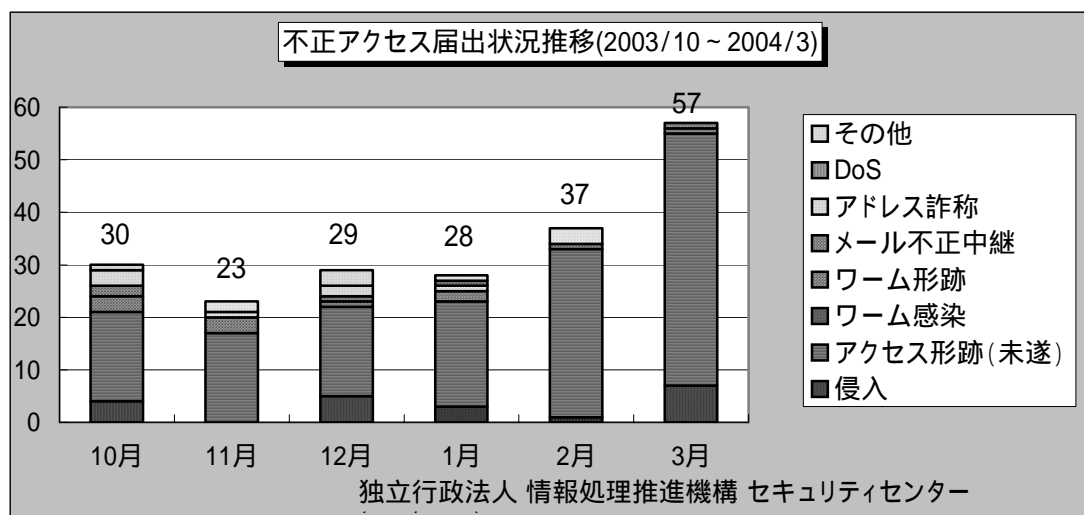


コンピュータ不正アクセスの届出状況について [詳細]

1. 不正アクセス届出の詳細

(1) 不正アクセス届出件数の月別推移



(2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	10月	11月	12月	1月	2月	3月
侵入	4	0	5	3	1	7
アクセス形跡(未遂)	17	17	17	20	32	48
ワーム感染	0	0	0	0	0	0
ワーム形跡	3	3	1	0	1	1
メール不正中継	2	0	1	2	0	1
アドレス詐称	3	1	2	1	0	0
DoS	0	0	0	1	0	0
その他	1	2	3	1	3	0
合計(件)	30	23	29	28	37	57

(3) 届出者別件数

個人ユーザからの届出が、約9割を占めています。

届出者	届出件数					
	2004年3月		2004年2月		2003年3月	
一般法人ユーザ	4	7.0%	4	10.8%	3	10.3%
個人ユーザ	51	89.5%	33	89.2%	22	75.9%
教育・研究機関	2	3.5%	0	0.0%	4	13.8%

(4) 被害原因別件数

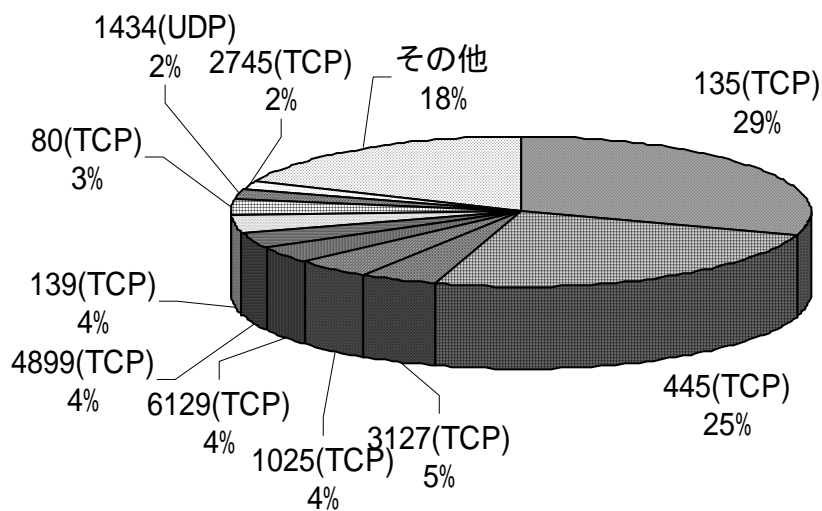
ID・パスワード管理不備が原因となった被害届出が最も多く届けられました。

原因	届出件数					
	2004年3月		2004年2月		2003年3月	
ID、パスワード管理不備	3	37.5%	1	25.0%	1	12.5%
古いバージョン・パッチ未導入	2	25.0%	1	25.0%	2	25.0%
設定不備	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%
不明・その他	2	25.0%	2	50.0%	2	25.0%
原因なし	0	0.0%	0	0.0%	3	37.5%

2. 3月のネットワーク観測状況

IPA 独自の観測環境サーバーの各ポートへのアクセス状況を観測したデータです。

3月の疑わしいポートスキャン



135(TCP): Microsoft Windows の既知のセキュリティホールを突いたアクセス、もしくは W32/MSBlaster ワームによるアクセスの可能性があります。

445(TCP): Microsoft Windows の既知のセキュリティホールを突いたアクセスの可能性があります。

3127(TCP): W32/Mydoom ウイルスに感染したコンピュータに作成されるバックドアを探索するアクセスの可能性があります。

1025(TCP): Microsoft Windows の既知のセキュリティホールを突いたアクセスの可能性があります。

6129(TCP): リモート管理用ソフトウェアである Dameware のセキュリティホールを突くアクセスの可能性があります。

2745(TCP): W32/Bagle ウイルスに感染したコンピュータに作成されるバックドアを探索するアクセスの可能性があります。

3.3月に掲載した脆弱性情報

3月にIPAにて掲載した脆弱性に関連する他組織からのお知らせです。

Microsoft

- ・ Windows Media サービスの脆弱性により、サービス拒否が起こる (MS04-008)
- ・ Outlook の脆弱性により、コードが実行される (MS04-009)
- ・ Windows Media サービスの ISAPI エクステンションの問題により、コードが実行される (MS03-022 更新)

CIAC

- ・ Adobe Acrobat Reader 5.1 に脆弱性

Symantec

- ・ Symantec の Norton Internet Security および Norton Antispam に脆弱性

ISS

- ・ ISS 製品の ICQ 解析処理に脆弱性

Apache

- ・ Apache の 2.0 系のセキュリティ対策版のリリース

Oracle

- ・ Oracle Application Server Web Cache における脆弱性

Cisco

- ・ Cisco の CSS 11000 シリーズ Content Services Switch に脆弱性

OpenSSL

- ・ OpenSSL に複数の脆弱性

FreeBSD

- ・ FreeBSD の TCP パケット処理に脆弱性

IBM

- ・ IBM AIX rexecd に権限昇格の脆弱性

Macromedia

- ・ ColdFusion MX および JRun 4.0 の Web Services に脆弱性

WinZip

- ・ WinZip にバッファオーバーフローの脆弱性

詳細は以下の URL を参照してください。

「脆弱性関連情報 2004 年 3 月分」

<http://www.ipa.go.jp/security/news/news0403.html>

・コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96年8月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報をIPAに届け出ることとされています。

IPAでは、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・通商産業省告示第362号 平成8年8月8日制定
- ・通商産業省告示第534号 平成9年9月24日改訂
- ・通商産業省告示第950号 平成12年12月28日改訂
- ・経済産業省告示第3号 平成16年1月5日改訂

お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター

Tel:03-5978-7508 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp